

◆◆関東地方整備局の動き◆◆

1. 国道 357 号 舞浜立体が完成 令和 2 年 6 月 28 日(日)に開通します。

首都国道事務所

渋滞緩和を目的として整備を進めている国道 357 号舞浜交差点の立体化(舞浜立体)につきまして、下記のとおり完成し、開通することとなりましたので、お知らせします。

記

○開通日時：

令和 2 年 6 月 28 日(日) 午前 7 時頃

※悪天候等により、変更となる場合が有ります。

○開通箇所：

千葉県浦安市舞浜地先

○開通延長：

約 0.9 キロメートル(千葉方面行き、東京方面行きの自動車専用部)

【本文資料(PDF)別紙 1】

今回の開通により、自動車専用部が新設されることから、舞浜交差点及び首都高速道路湾岸線(東京方面行き)浦安入口へのアクセス方法が変更されます。

【本文資料(PDF)別紙 2】

開通後は、周辺の案内標識に従って通行していただくようお願いいたします。

※開通準備のため前日(6月27日(土))夜間から、首都高速道路湾岸線浦安出入口が通行止めとなりますのでご注意ください。

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/syuto_0000109.html

2. 東京港臨港道路南北線及び接続道路の開通について

東京港湾事務所
東京都港湾局

国土交通省及び東京都では、東京港の円滑かつ効率的な道路ネットワークを拡充・強化するため、臨港道路南北線及び接続道路(「東京港海の森トンネル」、「海の森大橋」)の整備を進めておりましたが、このたび、開通することとなりましたので、お知らせいたします。

なお、本整備事業の概要については、本文資料(PDF)別紙資料をご参照ください。

1.開通について

日時：

令和2年6月20日(土) 正午(12時)

開通区間：

10号地その2地区(江東区有明四丁目)

～中央防波堤外側地区(同区海の森三丁目地先) 約3.7キロメートル

2.注意事項について

- ・開通待ちの待機はご遠慮ください。
- ・開通直後は混雑が予想されるため、係員の指示に従ってください。
- ・海の森トンネルの車道部は、自転車及び原動機付自転車(50cc未満)の通行はできません。また、当面の間、歩道部は通行できません。
- ・開通に先立ち現地取材を予定しております。取材の詳細については、別途お知らせいたします。
- ・なお、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会において、競技会場等周辺における交通混雑を緩和するため、交通対策を実施する予定です。詳細については決まり次第、公表いたします。

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/tokyo-p_00000048.html

3. 河川工事(河川・ダム・砂防)“ナマ”現場写真コンテスト・優秀作品を選定 ～工事現場の瞬間の『記録と記憶』の1枚～

関東地方整備局
河川部

応募のあった写真は、河川・ダム・砂防工事現場の技術者の目線で『今、見せる・見て欲しい現場状況』を1枚の写真の中に、撮影した技術者の様々な思いを凝縮させて、記録と記憶に残る写真となっています。

普段の生活の場から離れた工事現場で、人知れず行われている工事の様子や人目に触れることも少ない場所、日頃見ることが出来ない様々な工事現場で見える目線も含め、工事現場に携わる方に応募頂き、その応募作品の中から選定した優秀な作品を紹介させていただきます。今後、応募いただいた作品は、カレンダー作成に用いるほかにも、河川工事の広報に活用し、広く皆さまへの河川工事への理解や興味を持っていただくことへの活用を予定しています。

■応募総数：

142作品

■応募対象者：

国土交通省が施行する河川工事(河川・ダム・砂防)に携わる工事関係者が撮影した写真

■各賞：

関東地方整備局管内の河川・ダム・砂防工事の各事務所・管理所で特に優秀な作品に賞を授与

■カレンダー作成：

各賞を含め、応募作品の中より厳選し、カレンダーを作成

■作品の展示：

令和2年6月以降、関東地方整備局内を含む様々な場所への掲示と関東地方整備局ホームページや関係事務所・管理所ホームページに掲載

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。
https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/river_0000544.html

4. 大磯町内の太平洋岸自転車道が開通します

横浜国道事務所

横浜国道事務所では、太平洋岸自転車道の大磯町国府本郷地先(旧吉田邸～大磯西 IC 間約 0.3 キロメートル)の整備を進めており、この度、橋梁等の工事が完成したことから、6月 26 日(金)11 時に開通します。

今回の開通により、大磯町内の太平洋岸自転車道が全線つながります。

- ◆開通区間：
太平洋岸自転車道
大磯町国府本郷地先
- ◆開通延長：
約 0.3 キロメートル
- ◆開通時期：
令和 2 年 6 月 26 日(金) 11 時 00 分

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。
https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/yokohama_0000551.html

5. “地域インフラ” サポートプラン関東 ～「技術者スピリッツ」紹介～

関東地方整備局
企画部

関東地方整備局では、年間約 1,200 件の工事を行っています。私どもは、これまで工事の目的や出来上がった際の効果を中心に広報してきました。建設工事は、いわゆる一品生産です。各現場では、品質が良く、地域の方に末永く使ってもらえるものを作ろうと技術者が日々努力をしています。世界に一つだけの工事に携わる技術者に光をあて、関東地方整備局ホームページにて紹介しています。

(現在、331 話まで掲載中)

是非ご覧いただき、「喜ばれるものを作る」奮闘する技術者の魅力が伝われば幸いです。

「技術者スピリッツ」は以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。
<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000022.html>

◆◆国土交通本省の動き◆◆

1. 「土地基本方針」及び「国土調査事業十箇年計画」を閣議決定 ～新しい時代の土地政策の推進と地籍調査の円滑化・迅速化～

「土地基本法等の一部を改正する法律」に基づき、人口減少時代に対応した土地政策の総合的な推進を図るための具体的施策の方向性を示す「土地基本方針」（新設）と、令和2年度以降の地籍調査等の迅速かつ効率的な実施を図るための「国土調査事業十箇年計画」を策定し、5月26日、閣議決定されました。

1. 背景

本年3月に成立・公布された「土地基本法等の一部を改正する法律」では、人口減少の進展等を背景に生じている所有者不明土地問題等の解消に向けた第一歩として、土地政策の総合的な推進を図るための具体的施策の方向性を示す「土地基本方針」を新たに策定するとともに、地籍調査等の迅速かつ効率的な実施を図るため、令和2年度を初年度とする「国土調査事業十箇年計画」を「土地基本方針」に即して策定することとされています。

2. 概要

(1) 土地基本方針（新設）

- 土地政策全般の政府方針として、改正土地基本法で規定された新たな理念・所有者等の責務や基本的施策に基づき、関係省庁が一体性を持って土地政策を講じることができるよう、当面の今後の施策の方向性を具体化。
- 土地基本方針の策定や今後の更新を通じ、所有者不明土地や放置土地が災害や事故に繋がり、防災・復旧の支障となっているような問題等の解消に向け、土地が適正に利用・管理されないことで生じる諸課題に対応するための個別施策を着実に展開。

(2) 国土調査事業十箇年計画

- 令和2年度からの10年間の国土調査の事業量等を定めるものであり、今回は第7次計画に該当。
- 地籍調査の円滑化・迅速化を図るため、本年3月の国土調査法等の改正に基づき、新たな調査手続きの活用や地域の特性に応じた効率的な調査手法の導入を促進する旨を記載。これにより、第6次計画の実績と比較して1.5倍の進捗を目指すよう事業量を設定するとともに、新たに「優先実施地域での進捗率」を提示し、現在の79%（約8割）から、10年後に87%（約9割）とすることを目指す。
- 土地分類調査については、引き続き地域の災害履歴等の調査を行うこととし、その事業量等を設定。

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo02_hh_000154.html

2. 道路法等の一部を改正する法律が成立し、その一部の施行に必要な関係政令が公布されました

本年5月20日、「道路法等の一部を改正する法律」が成立し、その一部である国土交通大臣による地方管理道路の災害復旧等の代行に係る規定については公布の日より施行することとされたことから、「道路法施行令の一部を改正する政令」について、国土交通大臣が代行する権限を規定する等、所要の改正を行います。

1. 背景

災害時において、迅速な道路啓開及び災害復旧工事（以下「災害復旧等」という）を行い、安全かつ円滑な道路交通の確保を図ることが急務となっています。しかしながら、被災直後には道路の災害復旧等のみならず多種多様な応急対策等に追われる被災地方公共団体が、自ら当該災害復旧等を行うことが、災害の規模や当該地方公共団体における災害対応の実態に鑑みて、極めて負担が大きく、業務の遂行が困難となるケースが数多く存在しています。

この点、現行の道路法（昭和27年法律第180号）においては、第48条の19に規定する重要物流道路等に指定されている道路については、一定の要件を満たす場合には国土交通大臣が地方公共団体に代わって災害復旧等を行うことができることとされているところ、近年の災害の激甚化、頻発化を踏まえ、当該道路等以外の道路の災害復旧等についても国土交通大臣が行うことができることとして、より安全かつ円滑な道路交通の確保を図る必要があります。

上記の趣旨から第201回国会に提出した「道路法等の一部を改正する法律案」（以下「法」という）が、本年5月20日に成立したところであり、法の公布・一部施行に合わせ、関係する政令の整備を行う必要があります。

2. 改正の概要

・道路法施行令（昭和27年政令第479号）の一部改正

- （1）国土交通大臣が道路管理者に代わって指定区間外国道、都道府県道や市町村道の災害復旧等を行う場合に代行する権限及び必要な技術的読替え等を規定することとします。
- （2）その他所要の改正を行うこととします。

3. スケジュール

公布・施行日：令和2年5月27日（水）（法の公布・一部施行の日と同日）

※法の規定のうち、自動運行補助施設、特定車両停留施設、歩行者利便増進道路及び自動車駐車場等運営事業に係るものについては法の公布の日から起算して6月を超えない範囲内、限度超過車両の通行可能経路の確認制度等に係るものについては2年を超えない範囲内で、政令で定める日から施行します。

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001321.html

3. 令和2年度 PPP/PFI に関する支援対象の決定について（第1次）

国土交通省では、地方公共団体等における官民連携事業の導入に関する取組を支援するため、「先導的官民連携支援事業」、「専門家派遣によるハンズオン支援」及び「インフラ維持管理に係る官民連携事業の導入検討支援」を実施しています。
この度、令和2年度第1次の支援先を決定しました。

○国土交通省では、官民連携事業を積極的に推進するため、地方公共団体等における官民連携事業の導入検討や実施に対する支援を行う「先導的官民連携支援事業」、「専門家派遣によるハンズオン支援」及び「インフラ維持管理に係る官民連携事業の導入検討支援」の3つの支援を実施しています。

○支援案件の募集を、「先導的官民連携支援事業」については令和2年3月24日から4月

22日まで、「専門家派遣によるハンズオン支援」及び「インフラ維持管理に係る官民連携事業の導入検討支援」については令和2年3月11日から4月13日まで行い、外部有識者からなる「官民連携事業推進検討委員会」の意見を踏まえ、応募のあった案件の中から、別紙1のとおり、採択案件を決定しました。

○なお、第2次募集として、「先導的官民連携支援事業」及び「インフラ維持管理に係る官民連携事業の導入検討支援」については、令和2年6月25日まで支援案件を募集しています。（別紙2参照）

（「専門家派遣によるハンズオン支援」の第2次募集はございません。）

（応募状況）

① 先導的官民連携支援事業

応募 27件、採択 16件

② 専門家派遣によるハンズオン支援

応募 7件、採択 5件

③ インフラ維持管理に係る官民連携事業の導入検討支援

応募 2件、採択 2件

* 過年度の支援案件については以下URLを御参照ください。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/sosei_kanminrenkei_tk1_000014.html

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo21_hh_000135.html

4. 4自治体で避難支援システムの開発が始まります

～SIP市町村災害対応統合システム開発グループにおいて選定結果発表～

（内閣府、SIP市町村災害対応統合システム開発グループ同時発表）

最先端技術を活用した、自治体の避難勧告等の発令支援システムの開発に参加するモデル自治体の選定結果が発表されました。

国土交通省では、選定された「市町村災害対応統合システム開発」のモデル自治体に対し、水位情報等の提供などの協力を行っていきます。

戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第2期課題「国家レジリエンス（防災・減災）の強化」では、「市町村災害対応統合システム開発」に取り組んでおり、現在、モデル自治体として、常総市、東峰村、足立区において先行的に取組が進められています。

この取組では、最先端のAI・IoT技術を活用し、地区・校区等の小エリア単位で、かつ的確に避難勧告等の発令に必要な情報を市町村へ提供するシステムの構築を目指しています。

この度、SIP市町村災害対応統合システム開発グループにおいて、令和2年度よりプロトタイプの実証実験を行うため、新たにモデル自治体を公募したところ、下記の4自治体が選定されました。

国土交通省では、新たに選定されたモデル自治体とも連携し、水位情報等の提供や技術的助言などの協力を行っていきます。

今回新たに選定されたモデル自治体（4自治体）と関係事務所

- [1] 千葉県 香取市 . . . 関東地方整備局 利根川下流河川事務所
- [2] 京都府 舞鶴市 . . . 近畿地方整備局 福知山河川国道事務所
- [3] 兵庫県 加古川市 . . . 近畿地方整備局 姫路河川国道事務所
- [4] 岡山県 高梁市 . . . 中国地方整備局 岡山河川事務所、
高梁川・小田川緊急治水対策河川事務所

○ 公募結果の詳細は、以下のHPをご確認下さい。

https://www.nied-sip2.bosai.go.jp/news/2020/20200528_sennte.html

○ モデル自治体の選定および実証実験に関する問合せ先

(事務局)(一財)河川情報センター 岩下・出口・中川・富田

代表：03-3239-8171 直通：03-3239-8447 FAX：03-3239-0929

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo03_hh_001023.html

5. 土砂災害のリスク情報の見える化に向けて前進！ ～土砂災害警戒区域に関する基礎調査の実施目標を達成～

ハザードマップの整備など警戒避難体制づくりの基礎情報となる土砂災害警戒区域に関して、これまでに確認されている箇所すべての**基礎調査が目標通り完了し、約67万箇所のリスク情報が明らかとなりました。**

1. 基礎調査について

○土砂災害防止法に基づく基礎調査については、平成26年8月の広島県の土砂災害を受け、これまでに確認されている土砂災害のおそれのある箇所について、おおむね5年程度で一通り完了させることを目標として調査を進めてきました。この度、土砂災害警戒区域にかかる基礎調査が目標通り令和元年度末までに完了しました（完了箇所数：671,921箇所、別紙照）^(※)。基礎調査の結果については各都道府県において公表されています。公表方法は各都道府県のHP等をご確認ください。

各都道府県の問い合わせ先 <https://www.mlit.go.jp/common/001331190.pdf>

○土砂災害警戒区域等の基礎調査は、土砂災害警戒区域等の指定のために、都道府県が土砂災害のおそれのある区域の地形や土地利用状況等を調査するものです。

○土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等では、ハザードマップの作成などの警戒避難体制の整備や一定の開発行為の制限などの土砂災害防止対策が推進されます。

(※)一定の開発行為の制限などが課せられる土砂災害特別警戒区域の基礎調査については本年中の完了を予定している県があります。

2. 今後の取り組み

○今後、速やかに区域の指定ができるよう、国土交通省では、引き続き都道府県に対する支援を実施してまいります。

○また、社会資本整備審議会から答申のあった、高精度な地形図を用いた土砂災害警戒区域の抽出精度の向上及び更なるリスク情報の整備を目指し、都道府県に対する支援を実

施してまいります。

< 基礎調査完了区域数の推移（直近7カ年） >



この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/sabo01_hh_000102.html

6 令和2年度「手づくり郷土賞」募集開始！！ ～郷土自慢してみませんか～

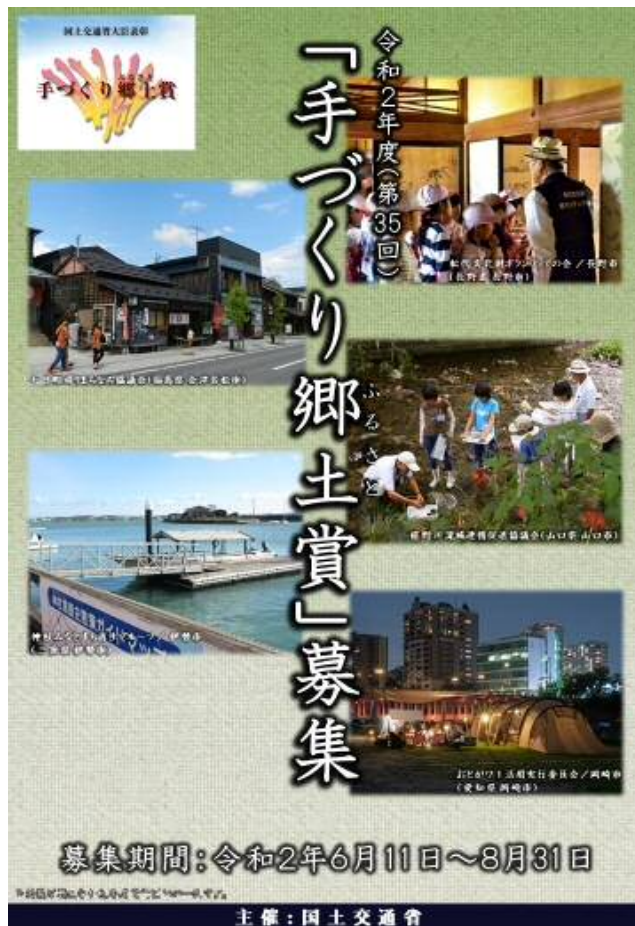
国土交通省は本日より、令和2年度「手づくり^{ふるさと}郷土賞」の募集を開始します。

「手づくり^{ふるさと}郷土賞」は昭和61年度に創設され、今年度で35回目を迎える国土交通大臣表彰です。同賞は、地域づくり活動によって地域の魅力や個性を生み出している良質な社会資本とそれに関わった団体のご努力を表彰するものです。また、これらの好事例を広く紹介することで、各地で個性的で魅力ある郷土づくりに向けた取組が一層推進されることを目指しています。

今後の日程（予定）

募集開始	令和2年 6月11日（木）
募集締め切り	令和2年 8月31日（月）消印有効
選定委員会による選定	令和2年10月～11月頃
選定結果の公表	令和2年11月～12月頃
発表会	令和2年12月～令和3年1月頃
認定証授与式	令和3年 1月～3月頃

募集の概要 <詳細は、応募要領をご覧ください>



○募集対象

地域の魅力や個性を創出している良質な社会資本及びそれと関わりのある優れた地域活動を一体的に表彰する「手づくり郷土賞（一般部門）」と、これまでに受賞したもののうち一層の発展のあったものを表彰する「手づくり郷土賞（大賞部門）」の2部門にて実施

○応募団体

地域の社会資本を有効活用し、地域づくり等に取り組む活動団体が単体、又は社会資本を管理する地方公共団体（都道府県、市区町村）との共同で応募

○応募方法

応募資料（応募用紙、参考資料）※を8月31日（月）までに地方整備局等に提出（提出先は「応募要領5. 問い合わせ先」を確認ください）

○選 定

応募資料をもとに、学識者等からなる「手づくり郷土賞」選定委員会による厳正な審査を経て選定。選定された成果は、応募団体に認定証を授与するとともに、好事例としてホームページなどを通じて広く全国に紹介する予定

○発 表 会

受賞団体決定後、東京都内において受賞団体によるプレゼンテーションなど活動の発表会を開催予定。詳細については改めてお知らせします

※応募に必要な書類等の様式は、国土交通省ホームページから入手することができます。

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/tedukuri/what_furusato/what_furusato.html

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。
https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo03_hh_000241.html

7 新しい日常に対応するための当面の道路施策

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に対応するための当面の道路施策をまとめましたので公表します。

ウィズコロナにおける今後の流行への備えとして、人との接触低減に資する自転車通勤・通学の促進、機能を維持することが不可欠な物流事業者が利用する休憩施設の環境整備などの取組みを実施します。

また、本日、社会資本整備審議会道路分科会基本政策部会の提言として、道路政策ビジョン「2040年、道路の景色が変わる」が大臣に手交されました。

本ビジョンを問題提起として、道路利用者、企業や大学等のご意見・ご提案も頂きつつ、ポストコロナの新しい生活様式（ニューノーマル）や社会経済を支えるため、今後、ポストコロナの道路施策について検討して参ります。

ウィズコロナの道路施策（今後の流行へ備えるための主な取組み）

（1）自転車通勤・通学の促進

人との接触低減に資する自転車通勤・通学の一層の促進を図るため、企業・団体等における自転車通勤制度の導入促進、

東京23区等における自転車専用通行帯等の整備推進、シェアサイクルの拡大などの取組みを推進します。

https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001328.html

（2）物流事業者が利用する休憩施設の環境整備

コロナ禍においても機能を維持することが不可欠な物流事業者の働きやすい環境整備を図るため、高速道路の休憩施設における駐車マスの拡充およびダブル連結トラック用の駐車予約システムを導入します。

【休憩施設における駐車マス拡充】

https://www.c-nexco.co.jp/corporate/pressroom/news_release/4819.html

【ダブル連結トラック用の駐車予約システムの導入】

https://www.c-nexco.co.jp/corporate/pressroom/news_release/4818.html

（3）飲食店の営業再開時における3密対策として、臨時・暫定的な路上活用

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等の皆様を支援するための緊急措置として、地方公共団体と地域住民・団体等が一体となって取り組むテイクアウトやテラス営業などのための路上利用について、道路占用の許可基準を緩和します。

https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001324.html

（令和2年6月5日公表済）

ポストコロナの道路施策

（1）本日大臣に手交された道路政策ビジョン「2040年、道路の景色が変わる」を問題提起として、ポストコロナの新しい生活様式（ニューノーマル）や社会経済を支えるため、今後、ポストコロナの道路施策についても検討を行います。

(2) 検討にあたり、様々な方の意見等を参考にするため、企業や大学等を対象に、「ポストコロナの道路の取り組み」の提案を募集します。

◆募集期間：令和2年6月18日（木）～ 令和2年7月17日（金）

◆詳細は下記リンク先にてご確認ください。

<https://www.mlit.go.jp/road/vision/03-1.html>

【ビジョン「2040年、道路の景色が変わる」の概要】

- ①ビジョンは、道路政策を通じて実現を目指す2040年の日本社会の姿と政策の方向性をまとめたもの。
- ②ビジョンの目標として、普遍的な価値観である「人々の幸せの実現」を設定しつつ、「進化と回帰」をテーマに提言をとりまとめた。
- ③今後、「移動」がどう変わり、「道路の景色」がどう変化するのか、5つの将来像を予測しつつ10の政策の方向性を分かりやすいイラストとともに提案した。
- ④提言をとりまとめるにあたり、有識者の意見だけでなく、道路局中堅職員の提言（注）等を反映した。

注）第70回基本政策部会で道路局中堅職員提言を発表しています。

<https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/content/001310306.pdf>

ビジョン「2040年、道路の景色が変わる」トップページ

<https://www.mlit.go.jp/road/vision/index.html>

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001332.html